

令和6年度
美作市一般廃棄物処理実施計画

美作市 市民部 くらし安全課
美作クリーンセンター
電話 77-7030

令和6年度美作市一般廃棄物処理実施計画 目次

- 1 一般廃棄物の処理実施計画
- 2 一般廃棄物の処理主体
 - (1) 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ
 - (2) 事業活動に伴って排出されるごみ
 - (3) し尿及び浄化槽汚泥
- 3 処理計画
 - (1) ごみ処理実施計画
 - ① 排出抑制・再資源化計画
 - ② 一般廃棄物の処理手数料
 - (2) 収集運搬計画
 - ① 収集区域の範囲
 - ② 収集の方法及び回数
 - ③ 一般廃棄物処理業の新規許可
 - (3) 中間処理計画
 - ① 可燃ごみ
 - ② 不燃ごみ
 - ③ 資源ごみ
 - ④ 粗大ごみ
 - ⑤ 特定家電類
 - 1) 処理施設の概要
 - (4) 最終処分計画
 - (5) 収集しない一般廃棄物の概要
 - ① 収集しない一般廃棄物
 - ② 収集しない一般廃棄物の処理方法
 - (6) 美作クリーンセンターへの搬入に関する基準
 - (7) 生活排水処理実施計画
 - ① 生活排水処理実施計画
 - ② し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

- 別紙 1 一般廃棄物運搬等業者名簿
別紙 2 廃棄物の種類及び定義
別紙 3 美作クリーンセンター搬入基準

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

美作市

1 一般廃棄物の処理実施計画

単位：t／年

	種類		排出量	計
家庭系ごみ	可燃ごみ		4,200	4,200
	不燃ごみ	陶器類	60	60
	資源ごみ	かん類	50	830
		ガラス	20	
		小型金属・小型家電	90	
		乾電池	10	
		蛍光灯	5	
		古紙類	310	
		びん類	150	
		ペットボトル	45	
		紙製容器包装類	40	
		プラスチック製容器包装類	95	
		発泡スチロール	5	
		天ぷら油	10	
	粗大ごみ		370	370
	特定家電類		50台	50台
	動物の死体		300体	300体
事業系ごみ	可燃ごみ		2,000	2,000
	不燃ごみ		5	5
	資源ごみ		50	50
し尿	し尿		2,000	2,000
	浄化槽汚泥		3,000	3,000

ア. 収集形態別収集量

単位：t／年

	市直営	市委託	直接搬入（許可業者含む）	計
可燃ごみ	0	4,000	2,200	6,200
不燃ごみ	0	40	25	65
資源ごみ	270	430	130	830
粗大ごみ	1	0	369	370
計	271	4,470	2,724	7,465

イ. 処理別状況

単位：t／年

	焼却	埋立	その他（資源化等）	計
可燃ごみ	6,200	0	0	6,200
不燃ごみ	0	65	0	65
資源ごみ	0	0	830	830
粗大ごみ	320		50	370
計	6,520	65	880	7,465

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市（委託）	市（委託）	市（委託）
陶器類			市（直営・委託）
かん類			
小型金属・小型家電			
ガラス	市（直営）		
発泡スチロール			
ペットボトル			
てんぷら油			
乾電池			
蛍光灯			
プラスチック製容器包装類			
生びん			
3色びん	市（委託）		
紙製容器包装類			
古紙類			
粗大ごみ	施設へ直接持ち込み		市（委託）
	市（直営） ふれあい収集		
特定家電類	施設へ直接持ち込み	市（認定事業者へ引渡し再資源化）	

(2) 事業活動に伴って排出されるごみ

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	排出者・許可業者	市（委託）	市（委託）
不燃ごみ			市（直営・委託）
資源ごみ			

*事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、できない場合には、排出者自らが市の処理施設へ搬入するか、または市が許可した一般廃棄物処理許可業者に収集運搬を委託し、市の処理施設へ搬入若しくは処理を委託するものとする。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者	勝英衛生施設組合	組合（委託）
浄化槽汚泥			

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① 排出抑制・再資源化計画

A ごみ処理費の一部負担と資源化の促進

- a) ごみ処理有料化によりごみの減量化を促進
- b) 指定排出方法の周知により資源化を促進

B 資源ごみ回収運動の展開

a) 資源ごみ回収事業に対する奨励金制度

市に登録している資源ごみ回収の非営利団体が、古紙類、布類等を回収した場合、売却代金とは別に奨励金を交付する。奨励金は1kg当たり6円とする。

種類	回収量 t	合計
新聞紙	70	155
雑誌	40	
段ボール	30	
布類	14	
牛乳パック	1	

C 広報、啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、住民及び事業者の理解と協力を得るため、次のような啓発事業を展開する。

- a) 小学校、中学校での環境教育の実施
- b) ごみ処理施設の見学会の実施
- c) 小・中学校への啓発リーフレットの作成・配布
- d) マイバック運動の推進
- e) 事業所との懇談会の開催
- f) 各種啓発パンフレット・冊子の作成・配布
- g) その他情報提供、広報・啓発活動の実施
- h) 事業系一般廃棄物搬入時の展開検査実施
- i) 発生抑制及びその適正な分別指導のため事業所訪問の実施

②一般廃棄物の処理手数料

ごみ処理手数料

種別	区分	金額
家庭ごみ	指定収集袋によるもの	可燃ごみ 20L 1枚につき 15円
		可燃ごみ 45L 1枚につき 30円
		可燃ごみ 10L 1枚につき 10円
		不燃ごみ 30L 1枚につき 30円
	直接持込等、上記以外のもの	可燃ごみ 10kgにつき 50円
		不燃ごみ 10kgにつき 50円
		資源ごみ 無料
		粗大ごみ 10kgにつき 200円
		市が収集及び運搬を行うもの 1品につき 200円
		特定家電類 1台につき 3000円
その他	犬、ねこ等小動物	1体につき 1,000円
事業ごみ	家庭ごみ以外のもの	可燃ごみ 100kg以下 10kgにつき 50円
		〃 101kg以上 10kgにつき 100円
		不燃ごみ 100kg以下 10kgにつき 50円
		〃 101kg以上 10kgにつき 100円
		資源ごみ 無料
		粗大ごみ 10kgにつき 200円

備考 上記により算出した金額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を加える。
 上記により算出された金額に1円未満の額がある場合は、その額を切り捨てる。

し尿くみ取り運搬手数料

区分	金額
従量制	108Lまで900円 108Lを超えるときは36L(36L未満は36Lとみなす。)ごとに300円を加える
割増	汲取り場所の地勢により、汲取車(1800L積)が入れる直近の場所から便槽まで、50mを超えるホースを必要とする場合は、900円を加算する。

備考 上記により算出した金額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を加える。

(2) 収集運搬計画

①収集区域の範囲

美作市及び西栗倉村全域

②収集の方法及び回数

区分	種類	収集回数	収集方式	形態	備考		
家庭ごみ	燃やすごみ	週 2 回	委託収集	市指定袋			
	紙製容器包装類	月 2 回		市販の透明・半透明袋（20L以上）			
	古紙類	月 1 回		紐で結束			
	陶器類			市指定袋			
	小型金属・家電						
	3色びん			専用コンテナ			
	かん類						
	生びん						
	天ぷら油						
	ガラス						
	蛍光灯						
	刃物						
	スプレー缶						
	乾電池	直営収集	専用コンテナ				
	ペットボトル						
	プラスチック製容器包装類			市販の透明・半透明袋 （20L以上）			
	発泡スチロール						
	剪定枝、草					随時	直接持込
	粗大ごみ			随時		直接持込	指定の形状
				指定日に搬入		直営収集	指定の形状数量
		特定家電類	随時	直接持込		指定の形状	
	動物の死体	随時	直接持込	飼い主不明は市直営			
事業ごみ	可燃・不燃ごみ	随時	直接持込	許可業者または排出者			

ごみ収集についてはステーション回収を基本とする。また、10世帯程度の受益が見込まれる場合においては、新たなステーションの設置を申請することができることとする。

③一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可

現在、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）は既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われており、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが相当である。よって、当分の間、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可は見合わせるものとする。

(3) 中間処理計画

① 可燃ごみ

市の焼却施設で焼却。

② 不燃ごみ

- ・陶器類

市の中間施設で破碎。

- ・ ガラスくず、廃蛍光管、廃乾電池

市の施設で選別保管後、民間委託し再資源化

③ 資源ごみ

- ・透明びん、茶色びん、生きびん

市の施設で選別保管後、民間委託し再資源化

- ・その他の色びん

市の施設で選別保管後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ委託し再資源化

- ・ペットボトル

市の施設で選別・圧縮・梱包保管後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ委託し再資源化

- ・紙製容器包装、プラスチック製容器包装類

市の施設で選別・圧縮・梱包・保管後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ委託し再資源化

- ・発泡スチロール

市の施設で選別・固形化し、民間委託し再資源化

- ・古紙類

民間に委託し、再資源化

- ・かん類

市の施設で選別・圧縮・保管後、民間委託し再資源化

- ・小型金属・家電類

市の施設で選別・保管後、民間委託し資源化

- ・廃天ぷら油

市の施設で保管後民間委託し、バイオディーゼル燃料として精製

④ 粗大ごみ

- ・可燃粗大ごみは、市の施設で選別後、市焼却施設で焼却

- ・不燃粗大ごみは、市の施設で選別後、資源化及び市焼却施設で処理

- ・瓦、レンガ、ブロック、漬物石は、市の施設で保管後、民間委託し再資源化

⑤ 特定家電類

- ・市施設で保管後、認定事業者へ持ち込む。

- 1) 処理施設の概要
- A 焼却施設の概要
- a 焼却施設の概要

名 称	美作クリーンセンター
所 在 地	美作市杉原340
処理方式	ストーカ式准連続炉
処理能力	17.0 t / 16H×2炉

搬入受付時間
毎週月曜日から金曜日まで及び毎月第3日曜日
午前9時から午後4時30分まで(12月30日から1月3日までを除く)
焼却時間
月曜日から金曜日まで午前6時から午後10時まで
(12月30日から1月3日まで及び緊急時、災害時等を除く)

b 処理量

搬入者	処理量	合計	備 考
市	4,000	6,200	
許可業者・直接搬入	2,200		

c 処理後の残さ量 550 t/年

- B 不燃物減量・再資源化施設の概要及び処理量
- a 施設の概要

名称	美作クリーンセンター
所在地	美作市杉原340
公称能力	7.9 t / 日
処理方式	選別・圧縮・破砕
備考	缶・ペットボトル・びん・紙類・プラ・金属類

b 保管施設の概要

名 称	美作クリーンセンター
所在地	美作市杉原340
対象物	かん類・ペットボトル・ビン・紙類・プラ類
面 積	176.8㎡
備 考	直営

(4) 最終処分計画

A 焼却灰、ばいじん

- ・民間に委託し、再資源化（路盤材、セメント原料化等）

B 不燃物（陶器類等）

市の最終処分場に埋立

1) 最終処分場の概要

名 称	美作最終処分場
所在地	美作市杉原340
埋立容量	3,400m ³
残余容量	3,031m ³
埋立方式	被覆型処分場
備 考	不燃性残渣

名 称	皆木最終処分場	名 称	瀬戸最終処分場
所在地	勝田郡奈義町皆木376	所在地	美作市瀬戸
埋立容量	4,400m ³	埋立容量	12,312m ³
残余容量	—	残余容量	—
埋立方式	露天	埋立方式	遮水式、露天
備 考	休止	備 考	休止

2) 委託処分先の概要

名 称	三重中央開発(株)	名 称	住友大阪セメント(株)
所在地	三重県伊賀市	所在地	兵庫県赤穂市
廃棄物名	焼却灰・ばいじん	廃棄物名	焼却灰・ばいじん
処理方法	路盤材等へ再資源化	処理方法	セメント再資源化
名 称	(株)ヤマゼン 上野処分場		
所在地	三重県伊賀市		
廃棄物名	焼却灰		
処理方法	路盤材等へ再資源化		

3) 焼却残渣量

単位：t/年

種 類	再資源化量	合 計
焼却灰	350	550
ばいじん	200	

(5) 収集しない一般廃棄物の概要

① 収集しない一般廃棄物

特別管理一般廃棄物	P C B 汚染機器、ばいじん、感染性廃棄物
排出禁止物	家電リサイクル法に規定するもの(特定家電類) 自動車リサイクル法に規定するもの
美作市廃棄物の処理 及び清掃に関する条 例第4条第2項に基づ く適正処理困難物	引火性又は爆発性を有するもの 有毒性のもの。注射針等。悪臭のあるもの。 廃ゴムタイヤ。ペットのふん尿等
一時多量ごみ	引っ越し等に伴う多量のごみ
粗大ごみ	大型のごみ。
事業系一般廃棄物	事業に伴い排出される一般廃棄物

別表1のとおり

② 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処理方法
特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処理業者へ依頼する。
排出禁止物	排出者が自ら処理するか、又は専門処理業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引き取りを依頼する。 【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器】 (特定家電類) ・排出者が購入した小売業者または新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼する。 ・リサイクル券を購入し、市施設へ持ち込むか、認定事業者を持ち込む。 持込みが困難な場合は、リサイクル券を購入後一般廃棄物収集運搬許可業者に、運搬依頼をする。
適正処理困難物	排出者自らが処理するか、又は専門処理業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者自ら処理するか、又は排出者が自ら市の処理施設に搬入するか若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼する。
事業系一般廃棄物	排出者自ら処理するか、又は排出者が自ら市の処理施設に搬入するか若しくは、市が許可した一般廃棄物運搬許可業者に収集・運搬を依頼する。
粗大ごみ	排出者自ら処理するか、又は排出者が自ら市の処理施設に搬入するか若しくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼する。

別表1

適正処理困難物

1. 土砂類 石、砂、砂利、土、灰
2. 建築廃材等 石膏ボード、外壁材、屋根材、断熱材、コンクリート製品、コンクリートくず レンガ、タイル、瓦、アスファルト、プレハブ、その他建築・建設廃材に類する物 衛生陶器類
3. 液体類 危険物 オイル・廃油、ガソリン・混合ガソリン、灯油、揮発油、ペンキ・塗料類 プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、在宅医療廃棄物(感染性のあるもの) 注射針等
4. その他 廃ゴムタイヤ、長尺の繊維ロール等

(6) 美作クリーンセンターへの搬入に関する基準

別添 「美作クリーンセンター搬入基準」 のとおり

(7) 生活排水処理実施計画

① 生活排水処理実施計画

処理方法別人口は次のように予測する。

単位：人

し尿収集人口	浄化槽人口	自家処理人口	下水道処理人口	合計
2,558	2,952	0	19,725	25,235

② し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

1) 収集運搬計画

a 収集運搬する廃棄物の量

搬入者	種 類	収集運搬量	合 計
市（直営）	-	0k1	5,000k1
市（委託）	し尿	0k1	
	浄化槽汚泥	0k1	
許可業者	し尿	2,000k1	
	浄化槽汚泥	3,000k1	

b 収集区域の範囲

美作市全域とする。

c 収集回数

し尿については、概ね月1回、浄化槽汚泥については概ね年1回の割合で収集する。

d 収集方法

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理業者が収集運搬する。

なお、収集運搬体制については現行どおりを基本とするが、公共下水道事業の進捗及び収集戸数に著しい変動が予測される場合には、必要に応じ是正を図ることとする。

2) 中間処理計画

a 処理施設の概要

名 称	勝英衛生施設組合 滝川苑
所在地	勝田郡勝央町小矢田31-2
処理方法	標準脱窒素処理＋高度処理
処理能力	74k1（し尿60k1＋浄化槽汚泥14k1）

b 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬入者	種類	廃棄物の量	合計
市（直営）	-	0k1	5,000k1
市（委託）	し尿	0k1	
	浄化槽汚泥	0k1	
許可業者	し尿	2,000k1	
	浄化槽汚泥	3,000k1	

一般廃棄物収集運搬等業者名簿

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥は除く）収集運搬許可業者

	許可期間：	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
業者名	事務所所在地	電話番号
(株)北部環境	美作市入田430-1	72-7789
(株)原田環境サービス	美作市明見801-1	0868-35-0288
(株)ウィルエコ	美作市巨勢369-1	72-0557
(有)作東興産	美作市鷺巣989-1	76-0068
作東土木運送(株)	美作市江見448-1	75-1155
勝栄建設(株)	美作市栄町4-4	72-0115
(有)真殿製材所	美作市真殿2932-2	72-7166
(有)近藤清掃	美作市林野224	72-0726
(株)廃棄物センター	津山市二宮870	0868-28-2051
(有)津山清美社	津山市高野本郷1683-1	0868-26-4661
(有)鶴山衛生センター	津山市小原52-1	0868-22-2300
合同会社 タムラ	美作市明見801-1	72-1525
(有)中央廃棄物処理センター	津山市八出602-3	0868-24-5355

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

	許可期間	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
業者名	事務所所在地	電話番号
(有) 近藤清掃	美作市林野224	72-0726
(有) アイビー産業	美作市三倉田575	72-1677
(有) 作州清掃	美作市真加部1756-3	77-0926

ごみ収集委託業者

	委託期間	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日
業者名	事務所所在地	区域
美作市一般廃棄物処理業 有限責任事業組合	美作市吉9-1	美作市・西栗倉村全域
エコロジーライフ美作有限 責任事業組合	美作市栄町4番地4	美作市・西栗倉村全域

中間処理委託業者

業者名	廃棄物名	所在地
(株) サンヨー・フィル	蛍光管・乾電池	倉敷市玉島阿賀崎1575-1
(公財) 日本容器包装リサイクル協会	その他紙、その他プラ、ペットボトル その他色びん	東京都虎ノ門1-14-1
坂田砕石工業 (株)	ガラス類・がれき類等	津山市北園町30-19

(1)廃棄物の種類及び定義

I 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみ

II 事業系ごみ

事業所から排出されるごみ

事業活動に伴って排出されるごみの内、産業廃棄物でないもの

III し尿

○し尿

○浄化槽汚泥

①可燃ごみ

○燃やせるごみ

45cm以下のもの

例:紙屑・厨芥類(生ごみ)・衣類・落ち葉等

②不燃ごみ

○陶器類

例:鏡・陶器・茶碗・花瓶・白熱球・耐熱ガラス等

○小型金属・小型家電

金属製品・家電製品・スプレー缶等

一斗缶の大きさ以下のもの (特定家電、大型家電類は含まない)

例:やかん、鉄なべ、ラジオ、トースターなど

③資源ごみ

○かん類

飲料缶・食糧缶

アルミ、スチール、ステンレス製のもの

○ガラス

ガラス製品

例:板ガラス・割れたガラス・割れたびんなど(耐熱ガラスは陶器類)

○刃物類

刃物や金属製の鋭利なもの

例:包丁、針金など

○乾電池

電池類 アルカリ、マンガン、ニッカド、ボタンなど (バッテリーは含まない)

○蛍光灯

蛍光灯・水銀体温計等

○古紙類

新聞・雑誌・段ボール・本・牛乳パック

○びん類

透明びん・茶色びん・その他の色びん・生きびん(一升びん、ビールびん)

○ペットボトル

ペットボトル 容器包装リサイクル協会認定のペットボトルマークの表示があるもの

○紙製容器包装類

紙製容器包装類 容器包装リサイクル協会認定の紙マークの表示があるもの

例:ティッシュの箱、紙袋など

○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類 容器包装リサイクル協会認定のプラマークの表示のあるもの

例:ペットボトルのラベル、スナック菓子の袋など

○発泡スチロール

発泡スチロール・白色トレイ

○てんぷら油

廃天ぷら油

④粗大ごみ(家庭系ごみのみ)

○粗大ごみ

大型のごみ。指定袋に入らないもの、45cmを超えるもの(畳10枚/日)

不燃ごみの内一斗缶の大きさを超える物

瓦(5枚)、レンガ(5個)、ブロック(3個)、タイル(半斗缶1杯)、市販の漬物石(3個)

(上記品目は、直接搬入数量制限有)

例:タンス、ベッド、ふとん、ストーブ、大型家電類など(特定家電類は含まない)

⑤特定家電類

○家電リサイクル法対象機器

テレビ(液晶・ブラウン管・有機EL等)、エアコン(室外機含む)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機